

平成28年度第1回 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会会議録

1. 日時

平成28年7月8日(金)午後1時30分～午後3時30分

2. 場所

尼崎市議会棟2階「第1委員会室」

3. 出席者

(委員)

狩俣会長、池田委員、井上委員、岡崎委員、河上委員、木下委員、楠村委員、小山委員、菅原委員、高尾委員、高橋委員、公門委員、長畑委員、藤井委員、松澤委員、守部委員

(市関係者等)

障害福祉担当部長、障害福祉課長、障害福祉政策担当課長、障害者自立支援事業担当課長、疾病対策担当課長、教育相談・特別支援担当課長、障害福祉課課長補佐、障害福祉政策担当課長補佐、同担当係長、疾病対策担当係長(2名)、他

4. 欠席者

上野委員、源田委員、松岡委員、真鍋委員、綿谷委員

1、開会

(事務局)

ただ今から、平成28年度第1回尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会を開会する。皆様方におかれては、公私とも何かとご多忙の中、またお暑い中、ご出席を賜り感謝申し上げます。

なお、本日は、情報保障として、手話通訳(者)を設置している。ご発言の際には、挙手のうえ、お名前を言っていただき、できれば少しゆっくりとお話しいただくよう、ご協力をお願いしたい。

まず報告となるが、前回の専門分科会(平成27年12月25日)以降、委員の交代が出ている。新たな委員より一言ご挨拶をお願いします。

(新委員より挨拶)

(事務局)

それでは、次第に従い、議事に入らせていただく。

会議の進行については、会長をお願いします。会長、よろしくをお願いします。

(会長)

委員の皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席いただき感謝申し上げます。

まずは、本日の委員等の出欠状況について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

本日出席予定の委員は、お手元にお配りした座席図のとおりである。

座席図に無い5名の委員については、事前に欠席する旨のご連絡をいただいている。

従って、ただ今ご出席の委員は16人となり、委員総数のうち過半数の委員のご出席があるため、本日の会議開催は成立している。なお、本日の会議の傍聴人は1名である。

(会長)

議事に入る前に、事務局から本日の資料について説明いただきたい。

(事務局)

まず始めに、本日の会議資料の確認をする。

- ・ 本日の会議次第
- ・ 座席図及び委員名簿
- ・ 議題に係る資料
 - 資料1： 「外部評価」に係る意見の募集結果等について(概要)
 - 資料2： 「外部評価」に係る意見一覧表(取りまとめ版)
 - 資料3： 尼崎市障害者計画等の「評価・管理シート(案)」
 - 資料4： 対応要領の策定について
 - 資料5： 尼崎市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(案)

資料は以上となるが、漏れ、過不足等があれば事務局までお申し出いただきたい。

2、議事

議題1 尼崎市障害者計画等の「評価・管理シート」について

(会長)

本日の議事については、お手元にお配りしている次第に記載のとおりである。

それでは、議題1に入る。

まず、尼崎市障害者計画等の評価・管理シート(案)について、事務局より説明をお願いする。

<事務局より資料の説明>

資料1を説明。

資料2の紹介。

資料3のうち、基本施策1、3、4、5について説明。

(会長)

事務局の説明は以上である。

本計画については、策定時から非常に多くのご意見をいただいた。今回の「外部評価」についても、当専門分科会委員の皆様や尼崎市自立支援協議会委員の皆様から、同様に多くのご意見をいただいた。

「資料2」が提出された意見の一覧であるが、これらを事務局でまとめ、尼崎市自立支援協議会の全体会において、内容の確認等を図ってこられたとのことである。

また、まとめられた意見は、「資料3」のシートの「外部評価」欄に掲げられており、全体の内容を踏まえて、4段階の評価を付けているとのことである。

今回の専門分科会においては、各基本施策における「評価段階」が妥当かどうかを中心に、取りまとめられた意見の内容等を確認していくということである。

こちらについては、全体を3つのパートに分けて説明と質疑を行う。

まずは基本施策1、3、4、5で、ご質問、ご意見などがあればお願いする。

質疑応答

(委員)

医療・リハビリテーションのところで、外部評価意見に、「国保が県単位の制度になる時、市が行う医療費助成がどのようになるのか不明確である。」という懸念が書かれていた。これについては「現行制度を継続的かつ安定的に実施していくように努める。」として、漠然とまとめられている。具体的な方向性はどうなっているのか。

(事務局)

国民健康保険の担当課から具体的な進め方についての情報が入っていないため、現時点で詳しい説明は致しかねる。

(委員)

担当課からの情報が無ければ致し方ない。良質な医療を提供するために必要な助成だと思うので、是非、継続して欲しい。

(事務局)

資料に明記しているとおり、尼崎市の考え方としては前向き、あるいは現状維持の方向性となっている。制度が変わったときにどうなるかについては、現時点で、はっきりしたことは言えないが、できるだけ現行制度を維持する方向性で進めていきたいと考えている。

(委員)

少し確認させてほしい。今の議論は、自立支援医療制度のことか。それとも福祉医療制度のことか。福祉医療制度のほうは、精神障害でいえば、助成の対象を2級まで拡大していただいているところ。どちらに該当するのだろうか。

(事務局)

少し説明させていただく。今議論になっているのは、現行、各市単位で管理・維持している国民健康保険の制度のことである。赤字の国民健康保険の立て直しにあたって、国の考え方としては医療を全体的かつ広域的に見ていこうとなっている。そのため、福祉医療制度等に何か影響が出るのではないかと懸念されている。例えば、既に県単位で運営しているものは特に問題ないが、市独自で運営している福祉医療制度等に、「課金」のような動きがあった場合、現行の助成制度が本当に維持できるかどうか。これが委員のご質問の趣旨だと理解している。福祉医療制度については、現時点で尼崎市として市独自の制度を維持していきたいとご説明したところ。しかし、「多大な費用がかかるとなった場合はどうなるか。」というご質問には、はっきりとした回答は難しい。

(委員)

申し訳ない、私は、福祉医療制度には影響がないと間違った認識をもっていた。そういった議論であれば、自立支援医療における自己(一割)負担の内の5%負担も同様ということであろう。

(事務局)

国民健康保険について尼崎市の場合は、精神障害の方には他市にない助成があると聞いている。ただ、このシートの取組方向においては、あくまでも身体・知的・精神障害の方の福祉医療制度にしか触れていない為、尼崎市独自でやっている国民健康保険の運営の部分が県に移行した場合、市単独による5%負担の制度が継続されるか否か、この場ではお答えしかねる。

(委員)

7ページ、施策の方向性に「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育」とあるが、「インクルーシブ教育システム構築のため」とはどういったことなのか、～の取組項目を見ても分かりにくい。～には、「適切な就学指導の推進」や特別支援学校・特別支援学級の取組等が書かれているが、私が所属する団体の子どもの多くは普通学級に通っている。特別支援教育というのは、普通学級の子どもも含めてということだと思うが、これでは、障害があるとまではいえない、いわゆる「ボーダー」といわれる子ども達のことを抜け落ちてしまうのではないか。そういった子ども達のための施策を評価する項目が無い。その点はどうなっているのだろうか。尼崎市がインクルーシブ教育をどのように捉え、対応していくかがこの資料からは見えてこない。

(事務局)

特別支援教育の対象として、特別支援学級のみでなく、通常の学級にも支援が必要な子ども達が多く在籍していることは認識している。そのような子ども達全てに指導・支援を行っていくという視点で取り組んでいる。この資料で～については特別支援学校や特別支援学級の子ども達が対象という文言ではあるが、～の「特別支援教育の理解・啓発の推進」の部分や、～の「教職員の指導力の向上」、～の「ライフサイクルに応じた支援体制の構築」については、通常の学級に在籍している支援の必要な子ども達も含めて指導・支援を行っていくという認識である。

(委員)

資料では「概ね順調」という評価だが、例えば、普通学級にいる子ども達に対しての支援というのは「概ね順調」という内部評価がされるのだろうか。

(事務局)

学校においては、支援が必要な子ども達に対し、担任の教師を中心に、特別支援コーディネーターや管理職も含め、学校全体で対象の子ども達を支えていく体制をとっている。さらに、教育委員会としては、教育支援員を配置し、通常の学級の中で支援が必要な子ども達への対応を行っている。確かに、支援が必要な子ども達が多く在籍しているので、それに対応する為に、昨年度から特別教育ボランティアを有償化し、平成27年度は、91名が幼小中学校で活動した。

「順調」としたのは、そういった子ども達をしっかりと把握して、必要に応じた支援を行っているという意味である。

(委員)

取組項目の変更は無理だろうが、普通学校にいる子ども達への支援状況が分かるもの、例えば数値化されたものが必要ではないか。また、実感としては、わが子が中学の時には、「特別支援学級に行かなければ何の支援もできない。」と言われた。現在は法律も変わり、合理的配慮や一人ひとりに途切れの無い支援が必要となっている。その点について、対応の進捗状況を評価できるものが必要であろう。なぜならば、例えば私たちの団体では、不登校になった小学生で、発達障害だけでなく精神的にも病んでしまった子ども達も多くいる。このような現状について、顕在化させるためでもある。

(事務局)

計画全体の話と受け止めてお答えする。先ほど説明でも触れたとおり、取組項目「一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実」や「適切な就学指導の推進」の中で、特別支援学校、特別支援学級及び通常の学級に在籍する障害のある児童への支援や、一人ひとりの将来を

見据えた就学指導など、インクルーシブ教育に関する取組が掲げられている。また、活動指標においても「公立幼稚園、小中学校における特別支援学級（教室）の開設の数」などを掲げており、一定のフォローアップ等を行っていく。その上で、評価項目の更なる追加等が必要となる場合は、来年度以降、外部評価等に記載した上で検証していくことができるのではないかと考える。

（委員）

インクルーシブ教育について分かる項目が欲しい。

（事務局）

インクルーシブ教育の考え方については、計画作成段階でも、言葉だけが先行してしまい、概念が分かりにくいということがあった。そのため、計画作成の段階においても、「インクルーシブ教育」について注釈を入れるようにと委員からご意見をいただいたところである。

なお、インクルーシブ教育については、特別支援教育のみならず、様々な教育の取組を包括的に、国全体で推し進めていかなければならないものであるとされている。その一つの取組として、国の障害者計画においては、「特別支援教育の在り方」について検討していく必要があるとされているところである。この国の計画にある取組を踏まえて、本市の障害者計画においても「特別支援教育の在り方」について施策を進めていくこととしている。

そのため、尼崎市でインクルーシブ教育がどれだけ浸透し、どれだけ達成されたかについては、障害者計画のみで推し量れるものではなく、それについては国や県も含め全体の取組の中で評価すべきものと考えている。

（委員）

施策の方向性の（１）「医療・リハビリテーション」の今後の取組方向の中で、「阪神間東部におけるリハビリテーションセンターの設置について要望していく。」とある。また、「専門的な医療機関との連携を図っていく。」とあるが、私たちの団体としても、県に対して阪神間東部にリハビリテーションセンター設置の要望を提出している。あわせて7市1町にある団体とも連携し、7市1町の長に要望書を提出している。現在、このことについて県と折衝中であるが、市の障害者計画にも取組方向として記載しているということは、尼崎市から県に対して、何か具体的な働きかけをしていただけるということが。

（事務局）

毎年、7市1町が集まる担当者会議を開催している中で、その中で本件についても合意をいただけて要望をあげていきたいと考えているが、開催時期がまだ先であるため、現時点での取りまとめはできていない。ただ、昨年度もそのような話が出ていたので、足並みを揃えることは可能であるとは考えている。

（委員）

リハビリテーションセンターの設置となると、土地・資金の確保等で大変な計画になるだろうが、現存する医療機関でリハビリ訓練等をしていただくといった医療機関との連携策であれば進めていきやすいのではないかと考えている。市としてもそのような方向で検討いただけるのだろうか。

（事務局）

今後、具体的に話が進み、県への働きかけができる環境や状況が整うのであれば、そのように進めていきたいと思っている。

（委員）

先日、障害のある子どものお父さんから「親亡き後」を心配されているというお話をお聞きした。また、親の高齢化問題等もあり、これからは共生社会に向かっていくべきだと思っているともおっしゃっていた。先ほどのお話のように、学校において障害のある子も無い子も同じように学ぶことが重要だと思う。地域で障害のある子ども達が普通に生活できるような体制づくりの一環として、国でもグループホームの増設を進めていくと言っている。資料の11ページの外部評価に「公営住宅や空き家の活用」とあり、尼崎市でも空き家に関する調査を実施しているが、今後、グループホームの整備促進に向けて、市として空き家の活用を検討していく計画はあるのか。

(事務局)

現在、グループホームについては障害福祉サービスの1つとして運用しており、サービス提供に当たっては、民間の事業者を活用するなどして取り組んでいる。なお、空き家の活用については検討段階であり、具体的内容までは詰められていない状況である。今後、進捗がある段階で適宜報告していきたい。

(委員)

10ページ、基本施策4「雇用・就労」の就労支援について意見がある。「子どもが就学中は問題ないが、成長して社会へ出た時に本当に困る。」という父親からの話を聞いたことがある。現在、就労継続支援には「A型」と「B型」の事業所があり、平成26年から27年の間でも事業所数は急増している。しかし「A型」の中には、運営実態が無いのに報酬をもらっているような悪質な事業者もいる。このシートの今後の取組方向に「急増している事業所に実地調査等を通じて、事業所のサービスの質の向上に努めていく。」とあるが、実地調査とは、具体的にはどのようなことをするのか教えて欲しい。

(事務局)

実地調査は、就労継続支援A・B型だけでなく、居宅サービス事業所等にも同様に実施している。その方法は、指定基準に則った形で適切な運用が行われているか、また、その記録が正しく残されているか等を精査していく。もちろんサービス提供が正しく行われていないのであれば、それに関する記録や実態も不確かなものとなる。そのような事業所があれば、指導に入り改善を求めていく。

(委員)

実際に、障害者を雇用しながら就労実態がないという不正を行った事業所が報道されている。こうした悪徳業者は絶対に許してはならない。今のお話では、基本的には基準を満たしているか否かということだが、基準はもちろんのこと、就労実態の中身まで踏み込んで確認をして、不正事業所を排除していかなければならない。その点を重点的にやっていただきたい。

(委員)

私自身は、雇用・就労の「概ね順調」という評価には納得がいかない。なぜなら、現実的に障害者の就労は大変困難である。団体の交流講演会で当事者からも「全然進んでいない」との意見が多かった。また、自立支援協議会の「あまのしごと部会」に委員として参加しているが、障害者から「就職したいがどうしていいかわからない。」という訴えがあり、例えば、「こういう知的障害のある人はどこへ行けばいいのか。」といった障害種別にあわせた就労支援のためのマニュアルを作成してきた。しかし、出来上がったものは全市に配布されておらず、10か所程度に設置されたただけであり、そこに行かなければ必要な情報も見られないといった状況である。せっかく作成しても利用者にとって分かりやすい開示方法を取り入れなければ、情報が活用されず無駄になってしまう。また、庁内販売の実施についても、10年ほど前からそのような話は出ていたが、尼崎市では平成26年度からようやく実施された。「あまのしごと部会」

でその点について発言したところ、「何とか、ここまでこぎつけた。」と長年取組んでこられた委員が言っていた。10年以上前から提案されているなら、既に定期的な実施となっていてもおかしくないことを、平成26年度にようやく実施して、しかも定期的な開催ではない。こういったことから、なぜ内部や外部の評価が「概ね順調」となるのか全く理解できない。私自身は、講演会など色々と活動させていただき、それに対する報酬もいただいているが、それと比べて他の多くの障害者の現状は如何なものかと思う。「概ね順調」ではなく、「やや遅れている」という評価にした方がいいのではないか。

(事務局)

正に今、外部評価についての協議を行っているところなので、それに関するご意見だと思う。一方で、昨年度からの生活困窮者の支援等で障害があると分かって就職に繋がったケース等もある。また、除外率も減少していること等から、実就労者数は全体として増加している。個々の取組では色々あるかもしれないが、全体の結果として、実就労者数は増加してきている。あるいは、生活困窮者の就労支援等の違う手立てもあり、就労を目指すといったベクトルは増加傾向にあると考えている。そういった意味で「概ね順調」と評価したところであるが、それに対して否定的なご意見があるのであれば、再度検討させていただく。

(委員)

雇用状態に関して、数字的にはそのような結果が出ているかもしれないが、全体的に考えると当初は「やや遅れている」とし、更なる発展を目指す観点から、次年度に「概ね順調」としたほうが評価がしやすいのではないか。

(会長)

差し支えなければ、次のパートもあるので、ご質問等は後ほど全体で行いたい。
基本施策6、7、8、9についての説明をお願いします。

<事務局より資料の説明>

資料3のうち、基本施策6、7、8、9について説明。

(会長)

ただ今の説明に関する質問を伺う。

質疑応答

(委員)

14ページ、基本施策7「安全・安心」の避難行動要支援者名簿について意見がある。兵庫県が南海トラフの津波想定図を出している。30センチの浸水で身動きが取れなくなり、1m以上になると、ほとんどの人が流されてしまうと言われている。その危険が想定される地域にお住まいの障害者や高齢者といった避難行動要支援者がどれくらいの人数になるのか。議会で市長に質問をしたところ、回答ができなかった。その際の要支援者が100人なのか、1万人なのか。それによって対応も大きく変わるため、正確に把握していただきたいと申し上げた。避難行動要支援者名簿には約51,000人の方が記載されているが、実際には、この倍以上の人数になる。現在は、名簿に載せて良いという方のみを記載する「同意方式」となっているが、他市では、載せないでほしい方のみを除外する「不同意・逆手上げ方式」を実施し、90数%という高い搭載率で「いのちのリスト」と言えるものを作成している自治体もある。できれば尼崎市でも同様の方式を採用していただきたい。

このシートをみると、取組方向として「継続」となっているが、今後このリストを地域の各団体に利用していただくに当たっても、「重点化」にする方がふさわしいと思う。

(事務局)

外部評価については、「遅れている」ということで共通の理解をいただいているということによるのか。また、取組方向に関しては、担当課に申し送り、「重点化」に変更できるのか否かについて確認していくこととする。

(委員)

県においては、今後30年間のうちに70%以上の確立で南海トラフ地震が起こると想定している。特に南東部においては、重点的に対応していく必要があるとされている。また、名簿搭載率も54%と半分程度であるため、更にもその率を高めていかなければならない。是非とも「重点化」としていただきたい。

(委員)

18ページ、基本施策9の「権利擁護」については、内部・外部評価ともに「概ね順調」とあるが、実績で見ると数値の増減は無い。また、私が相談を受けた方のお話では、福祉サービスの利用や金銭管理の支援について市の社会福祉協議会に相談したところ、「対応に半年以上かかる。」と言われ、その理由を聞いたところ、「支援にあたるスタッフがいないから。」という回答だったそうだ。このような状況の中で「概ね順調」という評価にしている根拠を聞かせていただきたい。

(事務局)

現在お示ししているの評価については、あくまで所管課の考え方を基に、取りまとめの職員が判断したものである。内部評価にある「尼崎市成年後見等支援センター」については、所管課と市社協が中心となり、設置に向けて初期段階から長年取組んできたものである。また活動指標については、市長申し立ての件数を掲げており、行政として判断できるのはここだけになるため、施策としては順調に進んできているというのが所管課の考えである。また職員についても、今後、段階的に増員して相談支援体制を強化していく所存であるため、内部評価としては、このような考え方を基に「概ね順調」とさせていただいた。

また、外部評価については、若干の危惧があるとのことのご意見はあったとしても、取り立てて「遅れている」という否定的なご意見とは受け取っていなかったため、「概ね順調」と整理した。色々なご意見があると思うので、更なるご発言を承る。

(事務局)

委員がご指摘の部分というのは、恐らく県社協が市社協へ補助金を出している「福祉サービス利用援助事業」の金銭管理やサービスの利用支援等のことだと思う。その点については、所管課からも「遅れている」と聞いているので、改めて専門分科会でそういったご意見があったことを伝えておく。

(委員)

権利擁護に関して、成年後見等支援センターが立ち上がり、市民後見人の養成がされていると思う。そこで、現在、市民後見人がどれくらいの人数になっているのか、実際にどれくらいの方が活動されているかを教えて欲しい。

(事務局)

今、具体的な数字は掴めていない。私自身も講師として参画しており、毎年10~20名ぐらいの方が受講されて、実際に業務についている方もいると聞いているが、具体的な人数は分かりかねる。確認して後ほどご報告させていただく。

(委員)

1回目の市民後見講座には、大変期待していた。しかし、「市民後見人については、まずは高齢者の後見を優先して進めていくため、障害者の後見は随分先になる。」と聞かされたため、がっかりした記憶がある。現在、これについては好転しているのだろうか。

(事務局)

その点についても、あわせてご報告させていただく。

(委員)

14ページについて、私は、精神障害者の団体の代表として、災害が起こった時の避難行動要支援者名簿の共有の仕方について大変悩んでいる。精神の方の中には、周りの人に知られることを恐れて名簿の回答を躊躇する方も多い。その点をどうしたら良いか検討を重ねている。また、外部評価に「福祉避難所の設置地区に偏りがある。」や「福祉避難所に薬がない。」といった記載があるが、これは大変な事態である。その点については外部意見を取り入れて、今後の取組方向に「福祉避難所の指定拡大、支援体制の整備に取り組む。」と記載されているが、これは確かなことだろうか。確認の意味でお尋ねする。

(事務局)

福祉避難所の拡大については昨年度から取り組んできており、先月、特別養護老人ホーム10数か所と協定を締結の方向にあると所管課から聞いている。また、特別養護老人ホームや障害者の施設など福祉施設だけでなく、民間の施設を福祉避難所として活用できないかを検討しているとも聞いている。時間を要することではあるが、これまで6か所・500人程度だったものを、更に増設して収容人数の増員を図っている。また、所管課において災害のあった熊本市を視察してきたところ、準備していた福祉避難所が想定どおりに機能していなかったとも聞いている。このような事例も踏まえ、少しでも多くの福祉施設を避難所として設置することが必要と考えており、今後の対策にも活かしていこうとしている。なお、薬の確保等については、従前から、精神障害者の方のみならず難病等の方々からも同様のご意見をいただいている。その点についても、市として災害時のストックだけにとどまらず、通常時における協定等も必要と考えている。

(委員)

自閉症の子ども達にとって、災害時の避難先が大規模になると大きな負担になる為、やむを得ず車で寝起きしていると耳にする。福祉避難所について、その点も考慮していただきたい。

(事務局)

ただ今のご意見は、精神だけでなく知的障害の方々からも以前からお聞きするお話である。大規模の避難所だけに限らず、区切りをつくるなどの配慮が必要だと考える。熊本では別の部屋を用意したという話も聞いている。「確実にここの避難所ならできる。」とは言いかねるが、精神障害者の方々に限らず、場合によっては必要になってくることであるから、その点も関係課ともどもこういった意見があったことを共有したい。

(委員)

16ページの評価が「概ね順調」とあるが、例えば、「尼崎市民べんり帳」にはファックス番号が載ってたりいなかったりで、何か連絡したい場合は記載されているものを探さなければならない。この点については、何度も行政に申し出ている。こういう状況で「概ね順調」とするには違和感がある。情報量については聞こえる人達が中心であり、聞こえない人は後回しになっている気がしている。聞こえる人もそうでない人も、障害がある人も無い人も、平等なスタートラインに立てるような対応を希望する。

(事務局)

ただ今委員からご指摘いただいた点については、まだまだ対応が十分ではないと認識している。行政としては「概ね順調」と整理したが、「遅れている」もしくは「やや遅れている」といったご意見があれば修正させていただく。

(会長)

このセクションで他にご意見が無ければ、次の「障害福祉計画、基本施策2」について説明していただく。

<事務局より資料の説明>

資料3のうち、障害福祉計画、基本施策2について説明。

質疑応答

(委員)

近年、障害者のお世話をされる方の高齢化が進み、80歳以上の方が多くなってきた。そのため、家事援助やグループホームへの入所の希望などが多く出てきている。

22ページの「今後の取組方向」に、「市単独事業を検討する。」とあるが、この点については、是非とも真剣に取組んで欲しい。グループホームの入所希望は、年々右肩上がりが増加している。「2025年問題」に加えて、特に重点的に考えていく必要があると思うが、その辺について今後の予定を聞かせて欲しい。

(事務局)

グループホームの整備補助については、兵庫県において、開設に係る敷金・礼金やエアコン等の初期投資に対する補助事業がある。このような取組を勘案する中、本市においてもグループホームの整備促進については課題と捉えているため、施策化に向けて取組んでいきたい。なお、施策評価という市の政策プロセスがあるが、そちらにも同様の記載を掲げて政策要求をしている。市の財源が苦しい中、何とか政策の実現化に向けて進めていきたいと考えている。

(事務局)

施策評価については、ホームページにも掲載し公表している。財源等の問題もあるが、所管課としては前向きに取組んでいきたいと考えている。

(委員)

25ページの外部評価に記載のある、保健福祉センターの2所化について確認したい。

こちらについては、以前に私が意見を出しているにもかかわらず、1ページの外部評価のところに2所化についての記載が無かった為、非常に不安を感じている。2所化されると、これまで6か所の支所で相談できていたものが2か所のみになってしまう。2所化構想については、「具体的には未だ全然決まっていない。」と言われていたので、意見もこの程度にしていたが、5月になって急に初めての説明会が開かれた。

なお、障害福祉計画の相談支援事業の「外部評価」には2所化について触れている。また、「今後の取組方向」には、「2所化の取組にあわせ、本庁機能の役割分担や他の相談窓口機能との統合等について、庁内関係課と協議を進めていく。」としか書かれていないが、これは、「2所化に向けて相談機能が重要であり、障害者が困ることの無いよう取り組んでいく。」という意味と受け取っていいのだろうか。

(事務局)

現在、地域保健担当で担っている精神障害の相談支援については、新たにできる「保健福祉センター」が担っていく。なお、2所化にあたっては「地区担当制」を採用し、6名の精神保健福祉相談員を配置するなど、従前より減少しないよう対応していく予定である。また、相談支援に関しては、行政側も相談を受けるという「待ちの体制」ではなく、行政側から積極的に訪問していくといった取組を進めていかなければならないと認識している。このようなことから、相談支援のレベルが落ちることが無いよう2所化を進めていきたい。

(委員)

障害者計画の方に「2所化」についての記載が無いのはなぜか。

(事務局)

2ページの外部評価のところ、外部意見の一つとして「今後設置予定の保健福祉センターにおいても、支援体制の充実が図られる必要がある。」と記載している。また、全体的なところであれば、5ページの「今後の取組方向」において、「保健福祉センターの2所化を見据えるとともに、本庁機能との役割分担も踏まえて、引き続き、障害福祉に係る総合相談窓口機能の設置について検討を進めていく。」と記載している。

(委員)

詳細については、実際の協議の場で話し合いをしていこうと思う。

兵庫県には、兵庫県精神障害者相談員という制度がある。その精神障害者相談員が、ピーク時には370名程度いたが現在300人程度と、徐々に減少している。相談員を辞めた方に理由を聞くと「することがないから。」という答えが返ってくることが多い。また、私も、思春期の自殺対策の1つとして、障害者の家族として相談に応じているが、実際の相談件数は多くない。相談機能の充実について話をしているが、機能があってもそれほど活用されていないのが実情である。行政も相談を第一とするなら、相談機能の活用に関し更に力を入れていただきたい。

(委員)

私たちの団体でも電話相談を実施している。2所化にあたり、私自身の意見として、システム的なことに関しては行政が、当事者の悩みや精神的なサポートについては当事者団体がケアをするといった「行政と当事者団体との連携」によって対応していく。こうした相談コーナーが設けられれば非常に良い取組になるのではないかと思うが如何か、ご検討願いたい。

また、ガイドラインの説明会において、事務局から制度のルールと適正化についてお話を伺った。もちろん「適正化」も重要だが、「障害者を尊重する」という視点をもってサービスを行うことも重要だろう。この資料を見ても、「尊重」という文言が無いので、敢えてお話をさせていただいた。

(事務局)

色々なご意見をいただいたので、この件についても持ち帰って検討させていただく。

ちなみに、委員からいただいた評価に対するご意見については、

・10ページ

基本施策4「雇用・就労・多様な形態での就労支援」

外部評価を他の委員のご意見が無ければ「概ね順調」から「やや遅れている」に修正。

・16ページ

基本施策8「情報、啓発・差別の解消」

外部評価を外部評価を他の委員のご意見が無ければ「概ね順調」から「やや遅れている」に修正。

をお聞きしているが、その他にご意見があれば伺いたい。

(委員)

24ページ。「障害児通所支援等」の外部評価に「障害児通所支援は、放課後等デイサービスの事業所の急増により、大きく増加している。今後は、提供体制の整備など量的な確保に加えて、サービスの質の向上を図っていく取組も重要である。特に放課後デイサービスについては、保護者の中に支援内容等をよく把握しないまま預けてしまう事例も散見されるため、事業者やサービスの内容等について周知を図っていく必要がある」とある。この放課後デイサービスを利用するのは、こういった人たちなのか。「児童ホーム」とどう違うのか。よく分からないので教えていただきたい。

(事務局)

単なる預かりといったサービスではなく、身体状況で手帳を取得されたり、診断書・意見書等を取られた「療育が必要な方」にサービスを提供するという整理をしている。

(委員)

障害のある子の親御さんから、「保育所時代には自分の仕事の終了時まで預かってもらえて安心して働けたし生活も安定していた。しかし、子どもが成長し小学校に入ると、帰宅時間が早くなり、預かってもらえる所が無いので働くこともできなくなった。中学・高校も同様で、健常児の親ならば、子どもの成長につれて手が離れ自分も働くこともできるようになるのに、障害を持つ子の親はその反対だ。」というお話を聞くことが多い。そういう意味では、この放課後等デイサービスというものが、障害のある子を持つ親御さんにとって、安心して働ける保障になれば良いと思っている。しかし、余りに急増しているので、きちりとした療育がなされているのか不安になる。今後の方向性に、「急激に事業所数が増加しているため、実地調査等を通じて、事業者のサービスの質の向上等に努めていく。」と書かれているが、これを、確実に実施していかなければならないと感じている。

(事務局)

今のお話に関連して、確かに、「療育・集団保育的」といった観点が主であるが、結果として、保護者のレスパイト等に繋がって急速に広まっているという「福祉的」な効果も否めない。こうした事業を運営していくには、児童発達支援管理責任者といったサービス提供の上での責任者が必要となる。その責任者の研修では、適切な運営がなされているか検証するのに、最近できたガイドラインのチェックリストが用いられている。一方で、例えば、サッカースクールのような運動を主にしたところや、宿題を一緒にするといったような様々なニーズがあるため、我々としても、そのサービスが適切か否かを検証するのは大変困難になっている。いずれにしても適切なサービス提供がされる必要があるので、行政としても今後も注目していきたい。

(会長)

様々なご意見が出た。事務局からも「いくつかの点について修正していく。」というお話もあったので、今回の評価管理シート(案)の内容で公表に向けた作業を進めていけると思うが、如何だろうか。

(委員)

事務局から、外部評価の見直しについて説明があったが、7ページの外部評価に学校のことについて有意義なことが書かれてる。現状、教育支援員が配置されている中で「概ね順調」と評価されているが、そう言えるのだろうか。実際にはかなり遅れているのではないか。私自身、6、7年子どもを支援学級へ通わせていたが、1年から6年まで一人の先生で、しかも中学校へ上がっても1校に1学級あるかないかであった。また、将来の学校についても「養護学校しかない。」といった情報提供しかなかった。

果たしてこのような状況で、この評価で良いのだろうか。もう少しはっきりとしていただき

たい。

(委員)

「概ね順調」という根拠が見えない。

(委員)

今後の取組方向は「継続」で良いが、外部評価が「概ね順調」というのには違和感がある。

(事務局)

先程からお話しているとおり、この場はそういったジャッジをしていただくところなので、他にご意見がなければ、「概ね順調」を「やや遅れている」に変更しようと思うが如何か。

(会長)

それでは、「概ね順調」を「やや遅れている」という評価に修正する。

(事務局)

特別支援教育が平成19年からスタートして、現在、特別支援教育の子ども達は2倍ぐらいに増えている。学級数についても、1.5～2倍近く増えている。と言うのも、特別支援教育に対する保護者の意識や教員の意識が高まっているからだと言える。それに伴い、特別支援学級だけではなく、通常の学級でも支援が必要な子ども達が増えており、それについても学校全体で対応してきている。その中で教育委員会としては、支援を十分していくことももちろん必要であるが、その子ども達の卒業後を見据えて、自立に向けてできるだけ少ない支援で成長させていくことも必要であると考え。そうした意識で教育委員会も教員も指導や支援を行っている。子ども一人ひとりの力を伸ばすためには、支援の人数が増えれば良い、ということだけでもないという点もご理解いただきたい。

(委員)

この資料だけでは、「順調」か否かが分からない。小学校の間は親などの交流があり、お互いに助け合ったりできるが、中学生になるとそれが非常に困難になるというのが、私の団体に所属する親の中での共通認識である。子ども達もテストやワーク等で点数化され、内申書で縛られ、自分たちのことで精一杯である。進路に対しても、特別支援学級に行くか行かないか、あるいは養護学校に行くか行かないかといった状況もあり、とてもインクルーシブ教育とは言えない状態である。団体の勉強会においては、「普通の高校で行けるところがない。」と訴える親御さんがほとんどである。

(事務局)

インクルーシブ教育というのは、障害のある子も無い子も含めて、みんなで成長していこうという視点がある一方で、多様なニーズに応じた教育、例えば個々の発達年齢とか身体状況等を鑑みて、将来を見据えて個々のニーズに応じた指導・支援をしていくという視点もある。

特別支援学級の児童生徒数が増えているのは、きっとそういった保護者の視点もあると考える。

(委員)

普通学級では、負担が大きすぎるということであろう。もし、普通学級に行けるのであれば行きたいが、就学指導で特別支援学級へ進むように言われたとき、それを跳ね除けてまで普通学級を選ぶことは非常に難しい。

(事務局)

就学に向けては、保護者やご本人のご希望を尊重してお子さんの将来を見据えた就学指導を行っている。高校に関しては、県の教育委員会が管轄になる。県教育委員会では、県立の学校の敷地に分教室を作り、その中で通常の子供達と交流及び共同学習をしながら将来の自立に向けた取組を行っている。現在、県もできるだけ進路の幅を広げようという取組をしているので、市としても何とか子供達の将来に向けて支援していきたいと思っている。

(会長)

最後の確認をする。色々のご意見もあったが、それらも踏まえて修正していくとのことであった。今回の「評価・管理シート」を修正した上で、公表に向けて事務を進めていってよいか。

<異議なしの声>

(会長)

それでは、今回の意見等を尊重し、事務を進めていただくこととする。

議題2 障害者差別解消法における本市の対応要領について

(会長)

続いての議題2は報告事項となっている。事務局から、尼崎市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(案)について、ご報告をお願いする。

<事務局より資料の報告>

資料4、資料5について報告。

(会長)

事務局からの報告は終わった。

今後のスケジュールとしては、行政内部の規定であることから、庁内で意思決定手続きを経た後、市のホームページなどで公開する予定とのことである。また、この対応要領には、不当な差別的取扱いや合理的配慮の好事例等の「事例」が示されているが、すべてを網羅しているものではないため、今後、事例の蓄積や時代の変遷によって随時修正等を行っていくとのことであった。

こちらについてご質問、ご意見などがあれば、ご発言願いたい。

質疑応答

(委員)

資料4の合理的配慮の具定例について1点だけお尋ねとお願いがある。

3ページ目、「3、いただいた意見の対応要領」の黒丸の下から二つ目、「混雑したエレベーターに車椅子利用者が乗れそうにない場合、職員がエレベーターから降りて場所を譲る。また、他の人に場所を譲っていただけよう呼び掛ける。」と記載があり、非常に有り難いことと思っている。しかし、例えば私は車椅子ではないが階段が使えない。このようなこともあるので、車椅子の方だけに限定せず、「下肢障害者」や、もしくは他の表現に変えていただきたい。

(事務局)

ごもっとものご意見である。例えば、「肢体障害の方」などの表現に修正したいと思う。

(委員)

車椅子の方は分かりやすいが、その他の下肢障害の方などは分かりにくく、職員が気付かな

いのではないか。

(事務局)

確かに分かりにくい人もいるだろうが、ご本人にお申し出いただければ、適切な配慮をさせていただきます。それが、もともとの趣旨である。お申し出の無いまま、我々の勝手な判断で配慮した場合、障害をお持ちの方も「自分でできるにもかかわらず助けられた。」として、逆に不快に思われる方もいる。やはり、ケースバイケースではあるが、障害をお持ちの方でエレベーターに乗る際に、ご本人からお申し出がある場合は配慮させていただきます。

(会長)

事務局においては、今回のご意見等も踏まえ、今後の作業を進めていただきたい。では、次に「その他」とあるが、事務局から何か報告事項等はあるか。

(事務局)

報告事項は特に無い。

(会長)

以上で、本日の議題はすべて終了した。その他、事務局から何か連絡等はあるか。

(事務局)

ご多忙の中、ご審議いただき御礼申し上げます。

今後、尼崎市障害者計画等の「評価・管理シート」については、事務局において最終整理を行い、なるべく早く公表ができるよう進めていく。

また、「尼崎市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」も同様に、なるべく早い段階で公表できるように進めていく。

最後に、「評価・管理シート」による計画の進捗管理については、今年度も同様に実施していく予定である。そのため、次回の専門分科会においては、平成28年度に係る内容等についてご審議をいただきたい。なお、次回の開催は未定であるため、日程等については改めてご連絡させていただきます。

(会長)

それでは、これで本日の尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会を終了する。

以 上